

# 啓明学院校友会規程

(名称及び所在地)

第1条 この会は、啓明学院校友会（以下「校友会」という。）と称し、事務所を学校法人啓明学院（以下「啓明学院」という。）啓明学院中学校・高等学校事務室内（〒654-0131 神戸市須磨区横尾9丁目5番1）（以下「事務局」という。）に置く。

(目的)

第2条 この校友会は、啓明学院の教育を将来に亘り物心両面からサポートし、また、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この校友会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 啓明学院のスポーツ及び芸術等、様々な分野で活躍した生徒を表彰する。
- (2) 啓明学院の施設設備充実や生徒への奨学金の給付等による、啓明学院の教育へのサポートをする。
- (3) 会員相互の親睦を図るために親睦会を実施する。
- (4) その他理事会で必要と認めた事業を実施する。

(会員の構成)

第4条 この校友会の会員を置く。

- (1) 正会員・・・啓明学院高等学校の卒業生の保護者及び啓明学院を退職された教職員
- (2) 賛助会員・・・校友会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会・退会)

第5条 この校友会に啓明学院高等学校の卒業生の保護者は、正会員として入会し、啓明学院を退職された教職員は、啓明学院承認のうえ正会員として入会し、賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て入会する。

2 会員は、次のいずれかに該当したときは退会とする。

- (1) 本人から校友会退会の意思表示があったとき
- (2) 会員の活動内容が、当校友会の目的に反していると校友会が判断したとき

(会費)

第6条 校友会の終身会費(特別寄附金)及び賛助会費は、理事会において定める。

2 会員が、校友会の会費を納付する場合は、一括して行う。

- 3 正会員のうち、啓明学院高等学校の卒業生一家族一回きりの終身会費納付を原則とするが、終身会費納付回数の制限は設けない。
- 4 納入した会費は、返還しないものとする。
- 5 会計は、校友会のなかに設け、資金は啓明学院の管理とする。
- 6 会費は、会員相互の親睦ための支出には極力支弁しない。

#### (役員)

第7条 この校友会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名を置く。
  - (2) 副会長は、複数名を置く。
  - (3) 理事 4名以上12名以内を置く。
- 2 この校友会に理事会を置き、その構成員は役員とする。
  - 3 理事のうち1名以上の会計監査担当理事を置く。理事会で会長が推薦して理事会での決議によって選定する。解職するときも同様とする。
  - 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で選任された理事が会長を代行する。

#### (役員を選任)

第8条 役員は、会員及び啓明学院育友会本部役員の中から理事会の決議によって選任する。

#### (役員解任)

第9条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員任期)

第10条 役員任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとする。

- 2 会長以外の役員留任、再任はこれを妨げない。ただし、役員で、留任しないものは本人の意思に基づき、この規定の第17条 第2項の幹事に任免するものとする。
- 3 役員は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員任務)

第11条 会長は、会員を統括しこの校友会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐しこの校友会の会務を処理するほか、会長に事故あるときはその職務を代行

する。

(会員総会)

第12条 会員総会は理事会の決議により、会長が招集することができる。

2 会員総会の議長は出席した会員の中から選出する。

(理事会)

第13条 理事会は毎事業年度1回以上開催し、役員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会の議長は出席した役員の中から選出する。

4 議事は出席者の過半数をもって決する。

5 前項の規定にかかわらず、役員が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき役員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

6 議事録は、書記が作成し、当該理事会に出席した会長、会計監査担当理事2名が署名又は記名押印する。なお、会長又は会計監査担当理事が欠席し、2名に不足する場合、その不足を補うために理事会に出席した役員より議事録署名人を理事会で選定する。また、当該議事録は、啓明学院事務室内に10年間保管する。

(裁決事項)

第14条 理事会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び資金収支予算に関すること

(2) 事業報告書及び資金収支計算書に関すること

(3) 会員総会の招集と開催目的に関すること

(4) 規程等の制定ならびに改廃に関すること

(5) 役員の承敢に関すること

(6) その他理事会で必要と認めたこと

2 会長及び副会長は次の事項を執行する。

(1) 業務の執行に関すること

(2) 事業計画及び資金収支予算に関すること

(3) 事業報告及び資金収支計算書に関すること

(4) 規程等の制定ならびに改廃に関すること

(5) 会員総会に付議すべき事項に関すること

(6) その他理事会の議決を要しない事項の執行に関すること

(会計監査)

第15条 会計監査担当理事は資金収支計算書に関する会計監査報告書を作成する。

(会計及び事務)

第16条 この校友会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 終身会費
- (2) 賛助会費
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 この校友会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

3 啓明学院に事務を委託する。

(事務局長等)

第17条 事務局長は、会長が任免し、事務を処理させることができる。

2 幹事は、会長が任免し、事務を処理させることができる。また、幹事には、『啓明学院校友会規程』を書面又は電磁的記録（PDFファイル）で送付する。

(報告の方法)

第18条 この法人の事業計画、資金収支予算、事業報告書、資金収支計算書及び会計監査報告書写しは、電子報告もしくは文書で事務局に備え置いて閲覧に供する。

(規程の変更)

第19条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

2 前項は、この規定の第2条及び第3条についても適用する。

(特別顧問及び会計顧問の設置)

第20条 校友会は、理事会の承認により特別顧問及び会計顧問を選定及び解職することができる。

2 役員、事務局長、幹事、特別顧問及び会計顧問、啓明学院事務担当者をもって、「役員等」と称す。

(啓明学院関連活動補助事業)

第21条 正会員は、第2条の目的に則した啓明学院関連活動（校友会を称せずの活動も含む）をすることができる。



5. 補助金額

以上

2) 補助金使用報告書

補助金使用報告書

報告日 年 月 日

啓明学院校友会 御中

啓明学院校友会規程第21条第6項に基づき、下記のように啓明学院関連活動補助活動に対する補助金の使用結果を報告いたします。

代表者 ⑩

記

1. 使用団体名
2. 使用内容及び使用対象金額
3. 申請者代表名
4. 使用金額 ( ) 未使用金額 ( )

以上

3) 作業手順

- ① 補助金申請書及び補助金報告書の用紙と記載例（両面印刷とする。）は、事務局が保管する。
- ② 申請者の要求より用紙を渡す。
- ③ 申請書が提出されれば、会長にその旨を連絡する。
- ④ 会長は申請金額の合計と予算総額により、申請者別補助金金額案を決める。
- ⑤ 当該案で、副会長と合議する。
- ⑥ 決定すれば事務局にその旨伝え、事務局は補助金申請書及び補助金報告書の用紙を返却し、補助金給付する。
- ⑦ 事務局は、補助金使用報告書を回収し、会計監査担当理事に監査してもらう。
- ⑧ 事務局は当該書類を、5年間保存する。